

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等のうち、
第一種指定電気通信設備との接続に係る事項^{※1}に対する意見^{※2}提出者の一覧

(受付順、敬称略)

意見提出者(計6件)				
受付	意見受付日	意見提出者	代表者氏名等	
1	平成 29 年 9 月 30 日	個人	—	—
2	平成 29 年 10 月 30 日	中部テレコミュニケーション株式会社	代表取締役社長	山本 賢
3	平成 29 年 10 月 30 日	ソフトバンク株式会社	代表取締役社長 兼CEO	宮内 謙
4	平成 29 年 10 月 30 日	KDDI株式会社	代表取締役社長	田中 孝司
5	平成 29 年 10 月 30 日	西日本電信電話株式会社	代表取締役社長	村尾 和俊
6	平成 29 年 10 月 30 日	東日本電信電話株式会社	代表取締役社長	山村 雅之

※1 本改正案のうち、以下の省令案等。

- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)の一部を改正する省令案
- ・ 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号)の一部を改正する省令案(附則の改正部分は除く。)
- ・ 第一種指定電気通信設備接続会計規則(平成 9 年郵政省令第 91 号)の一部を改正する省令案
- ・ 平成 13 年総務省告示第 243 号(電気通信事業法第 33 条第 1 項及び電気通信事業法施行規則第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき電気通信設備を指定する件)の一部を改正する告示案

※2 次ページ以降の提出された意見のうち、(略)としているものは、再意見募集対象ではない意見。

意 見 書

平成 29 年 9 月 30 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所(所在地)
(ふりがな)
氏名
電話番号
電子メールアドレス

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	御意見
改正施行規則第 23 条の 4 第 2 項 第 10 号の 2 関連	NGN の優先パケット関係の機能に関するネットワーク管理方針について約款記載事項とすることは、当該事項が電気通信事業法 33 条第 11 項の対象となることを意味することから、市場メカニズムの機能発揮に必要となる透明性確保を実現し、ひいては電気通信ネットワーク分野における競争促進およびネットワーク中立性確保に寄与するものとして賛成します。 ただし、優先パケット管理方針の条件として追加されている各項、具体的には「第十号の二」イ（１）～（３）、については電気通信事業法第 4 条、第 6 条で既に規定されている内容と同旨であり、本規則において改めて記述すべき理由が明らかではありません。優先パケット機能については電気通信事業法とは異なる水準の規律が必要なのであればその旨を明記されるべきですし、そうでないのであれば本条項を削除して上位法に委ねたほうが、規則運用の不確実性を減少させ、市場プレイヤーが混乱する余地をなくすのではと思います。

意見書

2017年10月30日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 460-0008

住 所 あいちけん なごやし なかくさかえ 愛知県名古屋市中区 栄 二丁目2番5号 ばん ごう

氏 名 ちゅうぶてれこみゆにけーしょん 中部テレコミュニケーション株式会社 かぶしきかいしゃ

だいひょうとりしまりやくしゃちょう やまもと たかし
代表取締役社長 山本 賢

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

以下のとおり、当社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

大項目	意見箇所	当社意見
（１）第一種指定電気通信設備の指定に関する規定の明確化	同左	○NGNとの接続は電話事業を行う事業者にとって不可欠であることから、今後もNGNとの接続に関する接続料及び接続条件の公平性・透明性や、接続の迅速性等を確保するための適切な規律を通じて、公正競争の確保と利用者利便の向上を図っていく必要があると考えます。この度のNGN等の設備を指定するための規定を明確化すること及び接続料の単位となる「機能」を、概ね設備ごとに設定することに賛同いたします。
（２）接続料の設定方法に関する見直し	①NGN関係機能の見直し（機能の新設・廃止）	

大項目	意見箇所	当社意見
（２）接続料の設定方法に関する見直し	②価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について規定	○接続料水準に関しましては、適正性を確保する必要があると考えておりますので、接続料水準の設定に関する規定について賛同いたします。また、総務省におかれましては、N T T 東日本及びN T T 西日本において価格圧搾の恐れがある場合、接続料水準を下げる等の対応をして頂き規定の趣旨が徹底されるよう、注視していただく必要があると考えます。
（３）接続約款記載事項の見直し	①県間通信設備との接続に関する手続き ②エッジルータの増設に当たっての基本的事項 ③バーチャルコロケ ④NGNのネットワーク管理方針に関する事項	○将来的に電話網のPSTN網からIP網への移行において利用される可能性がある機能であるため、接続約款記載事項を拡充することについて、賛同いたします。 ○ネットワーク管理に当たり指定設備事業者が他事業者者に情報を求める場合は、なぜその情報が必要なのか他事業者者に伝えることについても考慮が必要であると考えます。

意見書

平成 29 年 10 月 30 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 105-7317

(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号

(ふりがな) かぶしがいしゃ
氏 名 ソフトバンク株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょうけんしーいーおー みやうち けん
代表取締役社長兼 CEO 宮内 謙

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり、弊社の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

該当箇所	意見
NGN 関係機能の見直し（機能の新設・廃止） （改正接続料規則第 4 条の表）	設備ごとの網機能の単位コストを明確にすることにより NGN の同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性が確保され则认为するため、改正案に賛同します。 今後、改正内容に基づき、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿（以下、併せて「NTT 東西殿」といいます。）が NGN 接続料の申請を行うこととなりますが、その際は、特定の利用形態に不当に費用が寄せられることがないよう、費用の発生態様に合わせたコストドライバが設定されるべきと考えます。 また、本改正のように接続料の設定単位が変更になる場合、接続事業者の精算に影響が出ないような措置を講じることが適当と考えます。例えば、現在 1 回 + 1 秒ごとで設定されている IGS 接続機能相当の機能の接続料設定単位が、仮に本改正に伴い変更になる場合、NTT 東西殿の接続料申請の際に、併せて回数単位 + 秒単位の接続料を提示する等により、ひかり電話への接続の精算に影響が出ないようにすることが適切と考えます。
価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について規定 （改正接続料規則第 14 条の 2）	価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法につきましては、今回の改正案に加え、接続料の水準を最も低いものとなるように設定する方法を、一次報告書にご記載頂いている通り、「接続料と利用者料金との関係の検証（スタックテスト）の運用に関するガイドライン」に例示する等、指針を明記しておくことが重要と考えます。 また、今回の改正案には、「（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く）」という記載がありますが、価格圧搾による不当競争を回避することが目的であることを踏まえれば、第三条ただし書の規定については限定的・例外的に運用することが基本であると考えます。具体的には、接続料の水準を最も低いものとなるように設定した上でも、接続料や利用者料金の水準が不

	当な競争を引き起こすものとならざるをえない場合等に、第三条ただし書の規定を厳格に限定して頂くようお願いいたします。
県間通信用設備との接続（特定接続）に関する手続 (改正施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 2)	指定設備と一体的に利用されるものである県間通信用設備との接続について、その手続に関する事項を約款記載事項とするとともに、指定設備に関する記載事項と一体的に記載すべき、とする改正内容に賛同します。 なお、昨年アンバンドルされた優先転送機能を利用するため、弊社では NTT 東西殿と NGN の県間伝送路に係る協議を重ねていますが、NTT 東西殿から県間伝送路接続料の提示があった本年 5 月以来、5 か月以上経った現時点においても合意に至っていません。 当該協議の難航は、NTT 東西殿から提示のあった県間伝送路接続料と弊社の考える適正な県間伝送路接続料(弊社が NGN 県間伝送路を構築した場合のコストを試算し算定)との間に大きな開きがあることが要因です。NTT 東西殿が現在提示している情報では、これ以上の検証は限界と考えており、総務省殿が NGN 県間伝送路接続料の検証を行い、透明性・適正性を確保することが必要と考えます。 また、マイグレーション後は、ひかり電話と接続するに当たり、NGN の県間伝送路を不可避免的に利用することになり、多くの接続事業者が弊社同様の問題意識を有し、協議を行うことが想定されます。しかしながら、交渉にリソースを割くことができない場合や県間のネットワーク構築のノウハウが十分でない場合、検証を行うことすら困難なため、その観点からも、県間伝送路のコスト算定透明化・適正化は必須と考えます。
エッジルータの増設に当たっての基本的な事項 (改正施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 3)	改正内容に賛同します。 なお、本年 10 月 27 日に開催された「接続料の算定に関する研究会」第 8 回において、NTT 東西殿より網終端装置の接続メニューを提供する旨公表されましたが、メニュー設定に当たって事前に接続事業者によく意見を聞く等は行われていません。接続事業者の要望に応えるためのメニューの設定を行うのであれば、本来、接続事業者の要望を踏まえて検討を行うべきと考えます。また、NTT 東西殿は当該接続メニューの提案で本件の対応を完了とせ

	ず、接続事業者から新たな要望があれば真摯に協議を行うべきと考えます。
NGN のネットワーク管理方針に関する事項 (改正施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号の 2)	改正内容に賛同します。

以上

意見書

平成 29 年 10 月 30 日

総務省総合通信基盤局
料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにししんじゅくにちようめさんばんにごう 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

氏 名 かぶしきがいしゃ K D D I 株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちよう たなか たかし 代表取締役社長 田中 孝司

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等に関し、別紙のとおり意見を提出します。

（文中では敬称を省略しております。）

該当箇所	意見
(2) 接続料の設定方法に関する見直し ①NGN 関係機能の見直し（機能の新設・廃止）（第一種指定電気通信設備接続料規則第 4 条の表） 【改正案】 （略）	本改正案は、「接続料の単位となる『機能』を概ね設備ごとに設定し、異なる事業者がNGNの同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保する」という「接続料の算定に関する研究会第一次報告書」（以下、「第一次報告書」という。）の考え方を踏まえた改正であることから、本改正案に賛同いたします。 なお、旧IGS接続機能に係る接続料（本改正案における「端末系ルータ交換機能」「音声パケット変換機能」「一般中継系ルータ交換伝送機能」「SIPサーバ機能」及び「優先パケット識別機能」）については、現在、NTT東・西と接続事業者間において、接続料の精算を「通信回数」及び「通信時間（秒）」を単位として精算しています。各接続事業者の事業者間精算システムは、「通信回数」及び「通信時間（秒）」での精算を前提とした機能しかないので、当該機能における接続料設定単位については留意が必要です。 例えば、当該機能の接続料設定単位については、データ利用の場合と音声利用の場合で同等の接続料負担となるように、実績等による換算値を用いた上で、複数の単位を設定することが必要になると考えます。 （例）接続料の設定単位：円/秒（通信時間）又は円/Mbit（通信量） ※換算値が1秒＝200kbpsの場合で、通信量による接続料設定が0.1円/Mbitの場合、設定される接続料は、0.02円/秒 又は 0.1円/Mbit
(2) 接続料の設定方法に関する見直し ②価格圧搾による不当競争を回避するための接続料水準の設定方法について規定（第一種指定電気通信設備接続料規則 第 14 条の 2）	接続料と利用者料金との関係の検証について、第一次報告書を踏まえ、次の3点が盛り込まれた改定であるため、賛同いたします。 (1) 利用者料金との関係により不当競争性を判断する旨の明確化。 (2) 県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定。

【改正案】 第十四条の二 接続料の水準は、<u>当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）に関する料金の水準との関係</u>により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合（第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。）は、この省令の他の規定（第三条ただし書の規定を除く。）により<u>接続料の水準を最も低いものとなるように設定</u>すれば足りる。	(3) 利用者料金など他の原因により不当競争性の排除が困難な場合については、接続料は適正原価・適正利潤の範囲内で最低水準に設定することを規定。 特に(2)「県間通信用設備が指定設備と一体的に利用される場合はその接続料も上記関係の判断において考慮すべきことの明定」は、NTT東・西が、PSTNマイグレーション後のメタルIP電話において県間通話も含めて提供することを表明しており、仮に活用業務を用いて当該通話を提供する場合でも、当該措置が講じられることで、NTT東・西が設定する利用者料金の水準と接続料水準が適正であるかの検証が行われ、競争事業者にとっての公正競争条件が確保されるものと考えます。
(3) 接続約款記載事項の見直し ①県間通信用設備との接続（特定接続）に関する手続（電気通信事業法施行規則 第23条の4第2項第1号の2） 【改正案】 第二十三条の四 第2項 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。）の請求等であつて、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項（<u>前号に規定する事項と一体的に記載するもの</u>）	本改正案は、「地域のNGNとの接続において不可避免的に経由せざるを得ないNGNの県間中継ルータ及び県間伝送路との接続条件については、第一種指定電気通信設備との円滑な接続の上で重要であることは明白であり、県間中継ルータ及び県間伝送路との接続について、その手続に関する事項を第一種指定電気通信設備接続約款記載において統一的に記載すべき」との一次報告書を踏まえた改正であり、本改正によって、県間通信設備との接続に関する手続が明確化され、県間通信設備との円滑な接続が確保されるものであることから、賛同いたします。

とする。) (略)	
(3) 接続約款記載事項の見直し ②エッジルータの増設に当たっての基本的な事項（電気通信事業法施行規則 第 23 条の 4 第 2 項第 1 号の 3） 【改正案】 第二十三条の四 第 2 項 一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第 六十四号）第二条第二項第六号の二に規定する<u>エッジルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項</u>	網終端装置の輻輳は、お客様の体感速度やサービス品質に重要な影響を与えるものであり、網終端装置の増設基準等が不当に差別的に適用されると、ISP 事業者間の公平な競争環境を歪めることになることから、公正な競争環境を確保すべく、網終端装置の増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項を接続約款記載事項とするとして本改正案に賛同いたします。
(3) 接続約款記載事項の見直し ③コロケーションが困難な場合の代替措置（いわゆる「バーチャルコロケーション」等）（電気通信事業法施行規則 第 23 条の 4 第 2 項第 2 号チ） 【改正案】 第二十三条の四 第 2 項第二号 チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置<u>又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置</u>の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件	NTT 東・西のコロケーションは、接続事業者が第一種指定電気通信設備と接続してサービスを展開する上で不可欠であり、コロケーションが技術的な理由又は空間の制約により実現しない場合にはその代替措置の確保が必要です。 具体的には、接続事業者のサービス提供に利用する機器を NTT 東・西において設置、管理等を行う手続・金額・条件を接続約款記載事項とすることが必要であり、本改正案はそれを規定するものであることから賛同いたします。 なお、コロケーションが確保できない場合の代替措置としては、第一次報告書に記載のあるとおり、接続事業者のサービス提供に利用する機器を設置することが一義的に求められる対応であり、改正案の「又は」以下の規定である「他事業者が接続に必要な装置に代わる装置の設置を可能とする措置」のみ（例えば、接続事業者が用意する装置の設置は許容されず、NTT 東・西が必要な装置を用意し、当該装置の利用のみしか許容されないルール等を想

	定)に限定して適用されることがないよう留意が必要です。
(3) 接続約款記載事項の見直し ④NGNのネットワーク管理方針に関する事項（電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第10号の2） 【改正案】 第二十三条の四 第2項 十の二 特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（以下「優先パケット機能」という。）に関する次の事項 イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定する<u>ネットワーク管理の方針</u>（優先パケット機能に係る通信量に関する基準を含む。）であつて、次の要件を満たすもの (1) 通信の秘密の確保に支障がないこと。 (2) <u>当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わない</u>ことを定めるものであること。 (3) その他<u>当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わない</u>ことを定めるものであること。 ロ 他事業者による優先パケット機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が<u>当該他事業者に情報の提供を求める場合</u>における次の事項 (1) 情報の範囲 (2) 情報の提供を求める手続	NGNのネットワーク管理方針に関する事項について、第一次報告書に記載された次の(1)、(2)、(3)の内容が盛り込まれており、これらを接続約款記載事項とすることによって公正な競争環境が確保されることが期待されることから、本改正案に賛同いたします。 (1) ネットワーク管理方針の透明性の確保 - インターネット接続サービスのようなオープンなサービスを含め、特定のコンテンツ、アプリケーション、サービス等を伝送品質の面で優遇することによる不当な差別的取扱いが行われることがないよう適切なネットワーク管理方針を定め、これを公表する必要がある。 (2) ネットワーク管理方針の公平性・適正性の確保 - NTT東西の利用部門と接続事業者の同等性の確保 - 接続事業者間の同等性の確保 - 利用者間、競合するコンテンツ・アプリケーション・サービス等の間で不当な差別的取扱いを行うものではないこと - 通信の秘密を遵守すること (3) 指定設備管理部門における情報管理 - 指定設備設置事業者が他事業者に求める情報提供について、①情報の範囲、②情報の提供を求める手続を接続約款記載事項とする

以 上

意見書

西 企 営 第 107 号
平 成 29 年 10 月 30 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 540-8511
(ふりがな) おおさかふおおさかしちゅうおうくばんばちょう ばん ごう
住 所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
(ふりがな) にしにつぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 西日本電信電話株式会社
むらお かずとし
代表取締役社長 村尾 和俊

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

○電気通信事業法施行規則

該当箇所	当社意見
(第一種指定電気通信設備の基準等) 第二十三条の二 [略] [2・3 略] 4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。 一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定(以下「交換等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるもの [イ・ロ 略] 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定市内交換局」という。)間に設置されるもの(以下「第一種指定市内伝送路設備」という。) ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定中継交換局」という。)との間に設置されるもの(以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。) 三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前各号に掲げる設備に付随する設備 四 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置	【第一種指定電気通信設備の範囲】 ・ 今般の省令改正案の改正概要に、「指定設備(第一種指定電気通信設備)の実質的な範囲は現時点で変更なし」と記載されているとおり、NGNはボトルネック設備であるアクセス回線と一体的に構築されている等の理由から、引き続き第一種指定電気通信設備規制が課されるとされています。 ・ しかしながら、以下の点を踏まえると、NGNにボトルネック性があるとは認められないことから、ネットワークの高度化を妨げたり、また、サービス創造等の新たな価値創造の芽を摘んだり、ビジネス変革による市場拡大に向けた取組みの妨げにならないよう、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたいと考えます。 － 他事業者は、ルータ・SIPサーバ等の局内装置を自ら設置し、自ら敷設するアクセス回線、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用して、それぞれ独自のIP通信網を構築していること － アクセス回線のボトルネック性に起因する影響はダークファイバ等のアクセス回線のオープン化によりNGNとは遮断されていることから、NGNは他事業者が固定ブロードバンドサービスを提供する上で必要不可欠な設備とはなっていないこと － IP網への移行後は、NGNを含む各社のIP網は原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークを繋ぎ合うこととなるため、IP網への移行によりメタル回線がNGNに收容されることになっても、NGNへの他事業者の依存性が強まることにはならないこと

該当箇所	当社意見
(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準) 第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 (略) 2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 (略) 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であって、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。) イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であって、次に掲げる事項を含むもの (1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続 (2) 特定接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続 (3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手続 ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の開覧に供する措置がとられている場合を除く。) ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間	【県間通信用設備に係る手続き】 ・ 県間通信用設備は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネススペースで自由に調達を行っていること、現に当社も殆どの県間通信用設備を他事業者から調達していること等を踏まえると、当社としては、県間通信用設備に不可欠性がないことは明らかであると考えており、今般の省令・告示改正案において、県間通信用設備を第一種指定電気通信設備としないとされていることは適切と考えます。また、接続料の算定に関する研究会において、NGNの県間通信用設備に関して「更に検証を行っていく必要がある」とされていますが、今後、県間通信用設備の不可欠性を検証する際には、全事業者の県間通信用設備の設備保有量や、接続事業者における代替的な県間通信用設備の調達可能性に着目した検証を行っていただく必要があると考えます。 ・ 県間通信用設備に係る手続きについては、県間通信用設備自体に不可欠性がないことに加え、これまで非指定電気通信設備接続約款の規定に基づき運用がなされていることを踏まえれば、改めて第一種指定電気通信設備接続約款(以下、接続約款)にその手続きを規定しなくても足りると思いますが、当社としては、従来から行っている運用を基本として、第一種指定電気通信設備と一体的に申し込む場合の県間通信用設備に係る手続きについて、接続約款に規定する考えです。

該当箇所	当社意見
一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第二条第二項第六号の二に規定するエッジルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項	【網終端装置の増設基準】 ・「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(案)に対する意見でも述べたとおり、当社は、網終端装置の提供メニューについて、これまで新たな接続メニューを提供する場合には、その都度、接続事業者向けホームページに具体的な提供条件等を掲載するとともに、当該ホームページの情報に更新があった旨を全協定事業者に対してメール周知する等、情報開示の公平性や透明性に配慮した対応を行ってまいりましたが、周知内容が十分に認知されていなかった実態があったという指摘を踏まえ、網終端装置に係る増設基準や費用負担額を含めた情報を平成 29 年 6 月 26 日に接続事業者向けホームページで開示するとともに、一覧表から過去の周知資料が検索できるようにする等の対応を行いました。当社としては、今後も当該ホームページにおける情報開示内容の充実を図っていく考えです。 ・当社は、網終端装置の接続メニューについて、大容量化や増設基準のセッション数の柔軟化等、メニューの多様化を図ってきたところですが、平成 29 年 10 月 30 日に接続事業者へ周知したとおり、接続事業者の要望を踏まえ、今般、増設に係る費用を接続事業者へ個別に負担いただくことで、接続事業者が網終端装置を自由に増設できる接続メニューを設定することとしました。 ・以上のとおり、当社として、これまでも情報開示内容を充実してきたこと、今後、自由に増設できる接続メニューを設定することを踏まえれば、改めて接続約款に網終端装置の増設に係る基準を規定しなくても足りると思います。しかしながら、接続約款に記載が必要ということであれば、当該基本的な事項を規定する考えです。

該当箇所	当社意見
二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に関して行う場合における次の事項 （略） チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件	【コロケーション代替措置】 ・ これまで当社は、当社設備の集約を積極的に進めることにより、他事業者が架を設置するスペースの空きがないビルにおいて、スペースの開放に努めてまいりましたが、それでもなおスペースの空きがないビルは一定程度存在しています。 ・ こうした状況を鑑み、当社としては、スペースの空きがないビルにおけるコロケーションの代替措置として、当社の円滑な設備保守運用に支障を生じさせない等の範囲内で、当社が設置している架の空き棚に他事業者装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定める考えです。

該当箇所	当社意見
(略) 十の二 特定の packets について優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下「優先 packets 機能」という。)に関する次の事項 イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針(優先 packets 機能に係る通信量に関する基準を含む。)であつて、次の要件を満たすもの (1)通信の秘密の確保に支障がないこと。 (2)当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。 (3)その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。 ロ 他事業者による優先 packets 機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該他事業者に情報の提供を求める場合における次の事項 (1)情報の範囲 (2)情報の提供を求める手続	【ネットワーク管理方針】 ・ 優先 packets 機能の利用に係るネットワーク管理方針については、NGNを構築し運用している当社が様々な通信サービスをお客様に安定的に提供する等の観点から、当社の円滑なネットワーク管理・設備保守運用に支障を生じさせないものとする必要があり、その内容については、ユーザやトラフィックの増加、技術の発展、ネットワークの高度化等に合わせて、NGNを構築し運用している当社の判断により、ユーザ利便性向上の観点から柔軟かつ機動的に見直していく必要があると考えます。 ・ なお、優先 packets 機能における通信の秘密を確保すること、不当な差別的取扱いを行わないこと、及び接続事業者から受領した情報を適正に管理することについては、しっかりと対応していく考えです。

○第一種指定電気通信設備接続料規則

該当箇所				当社意見	
(機能)				【接続機能の変更】 ・ 当社としては、現行の接続機能と異なる形態での利用要望をいただいた場合には、要望事業者と協議し、技術的・経済的に可能であることを前提に、必要な検討を進めていく考えですが、今般の省令改正案は、以下の点で問題があるものと考えます。 ・ 接続機能の中には、一の設備において複数の機能が実現されるものや、一の機能が複数の設備の組み合わせによって実現されるものがあり、当該機能を単体設備ごとに分解したとしても、それらは単独では機能せず、事業者に貸し出すことはできません。したがって、今回の省令改正案を受けて、例えば、収容ルータに対応する「端末系ルータ交換機能」、中継ルータ等に対応する「一般中継系ルータ交換伝送機能」を設けたからといって、新たな接続が技術的に可能となるものではありません。 ・ 接続約款は、接続事業者が利用する接続機能に係る利用条件等を定めるものであり、実際に接続事業者が利用できる形態で規定する必要があると考えます。今般の省令改正案に定める機能のように、それ単独では事業者が利用できない形態で接続約款に規定することはできないと考えます。 ・ また、同じ設備を利用する場合のコストの同等性・透明性を確保するために、今般の省令改正案に定める機能ごとの接続料設定単位を統一した場合、現行の接続料設定単位から変更となる機能が生じることとなり、当社のみならず接続事業者における事業者間精算システムの開発等を伴うおそれがあります。 例えば、現行省令に定められた「関門交換機接続ルーティング伝送機能」については、現在、通信回数と通信時間を単位とした接続料を設定し、十数社との間で、事業者間精算システムを用いた精算を行っています。仮に、今般の省令改正を受けて、現行の「関門交換機接続ルーティング伝送機能」を構成する「端末系ルータ交換機能」、「音声パケット変換機能」、「一般中継系ルータ交換伝送機能」、「SIPサーバ機能」のうち、1つの機能だけでも新たな単位（パケット単位等）で精算を行うこととなった場合には、新たに事業者間精算システムの開発や事業者間での精算方法の見直しが必須となります。	
第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。					
機能の区分		内容			対象設備
[一 略]					
二 端 末 系 交 換 機 能	端 末 系 ルー タ 交 換 機 能	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能（六の二の項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）			一般第一種指定収容ルータ
	加 入 者 交 換 機 能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）			第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
[三～三の三 略]					
[削る]					

該当箇所	当社意見
	・ 以上を踏まえれば、今般の省令改正案に定める機能については、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定する必要があると考えます。 ・ また、今般の省令改正案の目的が、接続料の単位となる「機能」を概ね設備ごとに設定することで、同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することであるとするならば、現行接続料の算定根拠においても設備ごとの単位コストを把握することは可能であり、今般の省令改正をするまでもなく、当該目的は達成できていると考えます。 ・ 上述した理由により、省令改正案に定める単体設備ごとに分解した機能の接続料の設定単位（パケット単位等）が、実際に適用される現行の接続機能と同様の形態での接続料の設定単位（秒単位等）と異なることとなった場合には、接続事業者は省令改正案に定める機能の接続料を基に自らが負担する金額を見積もれないこととなることから、必ずしも予見性の向上にも繋がらないばかりか、却って分かりづらくなるものと考えます。

該当箇所			当社意見
機能の区分			【エッジルータ交換機能】 ・ 既に接続約款に規定している網改造料の機能に係る装置（IPoE接続のゲートウェイルータ等）のように、実際に利用する事業者の個別要望に基づき、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、それぞれの装置の費用を実際に利用する事業者が個別負担いただく必要があると考えます。 ・ そのため、当該装置については、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外いただく必要があると考えます。
内容			
対象設備			
[四 略]			
五			
中継系交換機能	エッジルータ交換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備をエッジルータ（別に告示で定めるものを除く。以下この項において「特定エッジルータ」という。）で接続する場合における当該特定エッジルータにより通信の交換を行う機能	特定エッジルータ
	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）
	[略]	[略]	
	[略]	[略]	
五の二 音声パケット変換機能		他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	メディアゲートウェイ

該当箇所			当社意見
機能の区分	内容	対象設備	
[六 略]			
六の二 ルーティング伝送機能	[削る]		
	[削る]		
	一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等(エッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、エッジルータ又はメディアゲートウェイとエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及びエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定收容ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能(特定の packets について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。)	一般第一種指定中継系ルータ設備等
	一般收容ルータ優先 packets 識別機能	一般第一種指定收容ルータにおいて特定の packets を識別する機能	一般第一種指定收容ルータ
	[削る]		
	特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)
	[削る]		
[六の三～八 略]			

該当箇所			当社意見
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	一般第一種指定收容ルータと連携するSIPサーバ	

○第一種指定電気通信設備接続料規則

該当箇所	当社意見
(利用者料金との比較による接続料の水準の調整) 第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額(以下この条において「特定接続料」という。)も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合(第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。)は、この省令の他の規定(第三条ただし書の規定を除く。)により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。	【スタックテスト】 ・ 省令案において、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることができるとされていますが、そうした措置では適正な設備コストの確保ができず、投資インセンティブも削がれることになるため、当社としては、そのような措置を選択することは考えておりません。 ・ なお、利用者料金と接続料との比較において、価格圧搾のおそれがあるという判断には、明確な根拠が示されることが必要であると考えます。

○電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件

該当箇所	当社意見
電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。)第二十三条の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。 次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの [一 略] 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備(デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。) [削る] [削る] 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備(ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。) 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備(単位指定区域内における通信を行うものに限る。) 五 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備 六 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備 [削る] [削る] [削る]	【第一種指定電気通信設備の範囲】 ・ 県間通信用設備は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネススペースで自由に調達を行っていること、現に当社も殆どの県間通信用設備を他事業者から調達していること等を踏まえると、県間通信用設備に不可欠性がないことは明らかであり、今般の省令・告示改正案において、県間通信用設備を第一種指定電気通信設備としないとされていることは適切であると考えます。 ・ また、今般の省令改正案において、デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置が第一種指定電気通信設備の対象から除外されることは適当であり、今後同様に、接続事業者が自前設備を用いてサービス提供し、現在、接続事業者による当社設備の利用実績がない設備については第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えます。

○電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件

該当箇所	当社意見
第一条の二 施行規則第二十三条の四第二項第一号のニイ(1)に規定する情報は、特定接続の協議等に関する情報とする。 第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。 一 第一条第一号、第二号(ハ及びニを除く。)及び第七号(ハ、チ及びリを除く。)、第一条の二並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。 二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イ及び第一条の二の情報の開示は、当該情報をまとめた一の集合物(電磁的記録を含む。)の提供により行うものとする。 [三 略] 三の二 第一条第二号リに規定する情報の開示は、撤去計画が電気信号用の伝送路設備から光信号用の伝送路設備への移行に伴うものである場合には、撤去を開始する四年前までに行うものとする。ただし、当該移行の円滑な実施(他事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。)が確保される場合及び天災その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。 [四・五 略]	(略)

意見書

東経企営第17-128号
平成29年10月30日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

○電気通信事業法施行規則

該当箇所	当社意見
(第一種指定電気通信設備の基準等) 第二十三条の二 [略] [2・3 略] 4 法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。 一 符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定(以下「交換等」という。)の機能を有する電気通信設備(以下「交換等設備」という。)であつて次に掲げるもの [イ・ロ 略] 二 伝送路設備であつて次に掲げるもの イ 第一種指定端末系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定市内交換局」という。)間に設置されるもの(以下「第一種指定市内伝送路設備」という。) ロ 第一種指定市内交換局と、第一種指定中継系交換等設備が設置されている建物(以下「第一種指定中継交換局」という。)との間に設置されるもの(以下「第一種指定中継系伝送路設備」という。) 三 第一種指定端末系伝送路設備及び前二号の設備により提供される電気通信役務に係る情報の管理、電気通信役務の制御及び端末の認証等を行うための設備その他前各号に掲げる設備に付随する設備 四 公衆電話機、電気通信番号の案内に用いられる案内台装置及びこれらに付随する装置	【第一種指定電気通信設備の範囲】 ・ 今般の省令改正案の改正概要に、「指定設備(第一種指定電気通信設備)の実質的な範囲は現時点で変更なし」と記載されているとおり、NGNはボトルネック設備であるアクセス回線と一体的に構築されている等の理由から、引き続き第一種指定電気通信設備規制が課されるとされています。 ・ しかしながら、以下の点を踏まえると、NGNにボトルネック性があるとは認められないことから、ネットワークの高度化を妨げたり、また、サービス創造等の新たな価値創造の芽を摘んだり、ビジネス変革による市場拡大に向けた取組みの妨げにならないよう、NGNを第一種指定電気通信設備規制の対象から除外していただきたいと思います。 － 他事業者は、ルータ・SIPサーバ等の局内装置を自ら設置し、自ら敷設するアクセス回線、あるいは当社がオープン化して提供するダークファイバ等を利用して、それぞれ独自のIP通信網を構築していること － アクセス回線のボトルネック性に起因する影響はダークファイバ等のアクセス回線のオープン化によりNGNとは遮断されていることから、NGNは他事業者が固定ブロードバンドサービスを提供する上で必要不可欠な設備とはなっていないこと － IP網への移行後は、NGNを含む各社のIP網は原則二者間の直接接続となり、お互いに対称・対等な関係でネットワークを繋ぎ合うこととなるため、IP網への移行によりメタル回線がNGNに收容されることになっても、NGNへの他事業者の依存性が強まることにはならないこと

該当箇所	当社意見
(第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準) 第二十三条の四 法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。 (略) 2 法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。 (略) 一の二 相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。)との接続(第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下「特定接続」という。)の請求等であって、前号の接続に係るものを他事業者が行う場合における次の事項(前号に規定する事項と一体的に記載するものとする。) イ 他事業者が特定接続の請求等を行う場合の手続であって、次に掲げる事項を含むもの (1) 特定接続の請求に際して必要な情報の開示を他事業者が受ける手続 (2) 特定接続の請求を行い当該請求への回答(当該請求に即応ができない旨のものである場合には、当該請求に係る現用していない電気通信設備がないことその他の合理的な理由を含む。)を受ける手続 (3) 特定接続に関する協定の締結及び解除の手続 ロ 特定接続の請求に際して必要な情報の開示の請求の日から開示の日までの標準的期間(電気通信回線を通じて当該情報を他事業者の開覧に供する措置がとられている場合を除く。) ハ 特定接続の請求の日から当該請求への回答を受け特定接続が開始される日までの標準的期間	【県間通信用設備に係る手続き】 ・ 県間通信用設備は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネススペースで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず県間通信用設備を他事業者から調達していること等を踏まえると、当社としては、県間通信用設備に不可欠性がないことは明らかであると考えており、今般の省令・告示改正案において、県間通信用設備を第一種指定電気通信設備としないとされていることは適切と考えます。また、接続料の算定に関する研究会において、NGNの県間通信用設備に関して「更に検証を行っていく必要がある」とされていますが、今後、県間通信用設備の不可欠性を検証する際には、全事業者の県間通信用設備の設備保有量や、接続事業者における代替的な県間通信用設備の調達可能性に着目した検証を行っていただく必要があると考えます。 ・ 県間通信用設備に係る手続きについては、県間通信用設備自体に不可欠性がないことに加え、これまでも非指定電気通信設備接続約款の規定に基づき運用がなされていることを踏まえれば、改めて第一種指定電気通信設備接続約款(以下、接続約款)にその手続きを規定しなくても足りると思いますが、当社としては、従来から行っている運用を基本として、第一種指定電気通信設備と一体的に申し込む場合の県間通信用設備に係る手続きについて、接続約款に規定する考えです。

該当箇所	当社意見
一の三 第一種指定電気通信設備接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)第二条第二項第六号の二に規定するエッジルータの増設に係る基準又は条件がある場合における当該基準又は条件に関する基本的な事項	【網終端装置の増設基準】 ・「接続料の算定に関する研究会」第一次報告書(案)に対する意見でも述べたとおり、当社は、網終端装置の提供メニューについて、これまで新たな接続メニューを提供する場合には、その都度、接続事業者向けホームページに具体的な提供条件等を掲載するとともに、当該ホームページの情報に更新があった旨を全協定事業者に対してメール周知する等、情報開示の公平性や透明性に配慮した対応を行ってまいりましたが、周知内容が十分に認知されていなかった実態があったという指摘を踏まえ、網終端装置に係る増設基準や費用負担額を含めた情報を平成 29 年 6 月 26 日に接続事業者向けホームページで開示するとともに、一覧表から過去の周知資料が検索できるようにする等の対応を行いました。当社としては、今後も当該ホームページにおける情報開示内容の充実を図っていく考えです。 ・当社は、網終端装置の接続メニューについて、大容量化や増設基準のセッション数の柔軟化等、メニューの多様化を図ってきたところですが、平成 29 年 10 月 30 日に接続事業者へ周知したとおり、接続事業者の要望を踏まえ、今般、増設に係る費用を接続事業者へ個別に負担いただくことで、接続事業者が網終端装置を自由に増設できる接続メニューを設定することとしました。 ・以上のとおり、当社として、これまでも情報開示内容を充実してきたこと、今後、自由に増設できる接続メニューを設定することを踏まえれば、改めて接続約款に網終端装置の増設に係る基準を規定しなくても足りると思います。しかしながら、接続約款に記載が必要ということであれば、当該基本的な事項を規定する考えです。

該当箇所	当社意見
二 他事業者が接続（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置する第一種指定電気通信設備以外の電気通信設備を介した間接的な接続を含む。以下この号において同じ。）に必要な装置の設置若しくは保守又は建物、管路、とう道若しくは電柱等の利用の請求等を接続に関して行う場合における次の事項 （略） チ 他事業者が接続に必要な装置を設置することが困難な場合であつて、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずる当該装置又はこれに代わる装置の設置を可能とする措置の適用について他事業者が請求等を行うときにおける手続、他事業者が負担すべき金額その他当該措置を受けるに当たつての条件	【コロケーション代替措置】 ・ これまで当社は、当社設備の集約を積極的に進めることにより、他事業者が架を設置するスペースの空きがないビルにおいて、スペースの開放に努めてまいりましたが、それでもなおスペースの空きがないビルは一定程度存在しています。 ・ こうした状況を鑑み、当社としては、スペースの空きがないビルにおけるコロケーションの代替措置として、当社の円滑な設備保守運用に支障を生じさせない等の範囲内で、当社が設置している架の空き棚に他事業者装置を設置することを可能とする手続きを接続約款に定める考えです。

該当箇所	当社意見
(略) 十の二 特定の packets について優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能(以下「優先 packets 機能」という。)に関する次の事項 イ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が策定するネットワーク管理の方針(優先 packets 機能に係る通信量に関する基準を含む。)であつて、次の要件を満たすもの (1)通信の秘密の確保に支障がないこと。 (2)当該電気通信事業者の提供する電気通信役務の利用者又は当該通信を取り扱う電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。 (3)その他当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないことを定めるものであること。 ロ 他事業者による優先 packets 機能の利用に当たり第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該他事業者情報の提供を求める場合における次の事項 (1)情報の範囲 (2)情報の提供を求める手続	【ネットワーク管理方針】 ・ 優先 packets 機能の利用に係るネットワーク管理方針については、NGNを構築し運用している当社が様々な通信サービスをお客様に安定的に提供する等の観点から、当社の円滑なネットワーク管理・設備保守運用に支障を生じさせないものとする必要があり、その内容については、ユーザやトラフィックの増加、技術の発展、ネットワークの高度化等に合わせて、NGNを構築し運用している当社の判断により、ユーザ利便性向上の観点から柔軟かつ機動的に見直していく必要があると考えます。 ・ なお、優先 packets 機能における通信の秘密を確保すること、不当な差別的取扱いを行わないこと、及び接続事業者から受領した情報を適正に管理することについては、しっかりと対応していく考えです。

○第一種指定電気通信設備接続料規則

該当箇所				当社意見
(機能)				【接続機能の変更】 ・ 当社としては、現行の接続機能と異なる形態での利用要望をいただいた場合には、要望事業者と協議し、技術的・経済的に可能であることを前提に、必要な検討を進めていく考えですが、今般の省令改正案は、以下の点で問題があるものと考えます。 ・ 接続機能の中には、一の設備において複数の機能が実現されるものや、一の機能が複数の設備の組み合わせによって実現されるものがあり、当該機能を単体設備ごとに分解したとしても、それらは単独では機能せず、事業者に貸し出すことはできません。したがって、今回の省令改正案を受けて、例えば、収容ルータに対応する「端末系ルータ交換機能」、中継ルータ等に対応する「一般中継系ルータ交換伝送機能」を設けたからといって、新たな接続が技術的に可能となるものではありません。 ・ 接続約款は、接続事業者が利用する接続機能に係る利用条件等を定めるものであり、実際に接続事業者が利用できる形態で規定する必要があると考えます。今般の省令改正案に定める機能のように、それ単独では事業者が利用できない形態で接続約款に規定することはできないと考えます。 ・ また、同じ設備を利用する場合のコストの同等性・透明性を確保するために、今般の省令改正案に定める機能ごとの接続料設定単位を統一した場合、現行の接続料設定単位から変更となる機能が生じることとなり、当社のみならず接続事業者における事業者間精算システムの開発等を伴うおそれがあります。 例えば、現行省令に定められた「関門交換機接続ルーティング伝送機能」については、現在、通信回数と通信時間を単位とした接続料を設定し、十数社との間で、事業者間精算システムを用いた精算を行っています。仮に、今般の省令改正を受けて、現行の「関門交換機接続ルーティング伝送機能」を構成する「端末系ルータ交換機能」、「音声パケット変換機能」、「一般中継系ルータ交換伝送機能」、「SIPサーバ機能」のうち、1つの機能だけでも新たな単位（パケット単位等）で精算を行うこととなった場合には、新たに事業者間精算システムの開発や事業者間での精算方法の見直しが必須となります。
第四条 法第三十三条第四項第一号口の総務省令で定める機能は、次の表の上欄及び中欄のとおりとし、それぞれの機能に対応した設備等を同表の下欄に掲げる対象設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）とする。				
機能の区分		内容	対象設備	
[一 略]				
二 端 末 系 交 換 機 能	端 末 系 ルー タ 交 換 機 能	一般第一種指定収容ルータにより通信の交換を行う機能（六の二の項の一般収容ルータ優先パケット識別機能を除く。）	一般第一種指定収容ルータ	
	加 入 者 交 換 機 能	第一種指定加入者交換機により通信の交換を行う機能（この項の加入者交換機専用トランクポート機能及び加入者交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定加入者交換機（第一種指定端末系伝送路設備、第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）	
[三～三の三 略]				
[削る]				

該当箇所	当社意見
	・ 以上を踏まえれば、今般の省令改正案に定める機能については、複数の設備を組み合わせた現行の接続機能と同様の形態でのみ利用できる旨を接続約款に規定する必要があると考えます。 ・ また、今般の省令改正案の目的が、接続料の単位となる「機能」を概ね設備ごとに設定することで、同じ設備を同じように利用した場合のコストの同等性・透明性を確保することであるとするならば、現行接続料の算定根拠においても設備ごとの単位コストを把握することは可能であり、今般の省令改正をするまでもなく、当該目的は達成できていると考えます。 ・ 上述した理由により、省令改正案に定める単体設備ごとに分解した機能の接続料の設定単位（パケット単位等）が、実際に適用される現行の接続機能と同様の形態での接続料の設定単位（秒単位等）と異なることとなった場合には、接続事業者は省令改正案に定める機能の接続料を基に自らが負担する金額を見積もれないこととなることから、必ずしも予見性の向上にも繋がらないばかりか、却って分かりづらくなるものと考えます。

該当箇所				当社意見
機能の区分		内容	対象設備	【エッジルータ交換機能】 ・ 既に接続約款に規定している網改造料の機能に係る装置（IPoE接続のゲートウェイルータ等）のように、実際に利用する事業者の個別要望に基づき、当該事業者が要望する場所に新たに装置を設置等するものについては、それぞれの装置の費用を実際に利用する事業者が個別負担いただく必要があると考えます。 ・ そのため、当該装置については、別に告示で定めることにより、今般の省令案に定めるエッジルータ交換機能の対象設備である特定エッジルータから除外いただく必要があると考えます。
[四 略]				
五 中継系交換機能	エッジルータ交換機能	他の電気通信事業者の電気通信設備をエッジルータ（別に告示で定めるものを除く。以下この項において「特定エッジルータ」という。）で接続する場合における当該特定エッジルータにより通信の交換を行う機能	特定エッジルータ	
	中継交換機能	第一種指定中継交換機により通信の交換を行う機能（この項の中継交換機専用トランクポート機能及び中継交換機共用トランクポート機能を除く。）	第一種指定中継交換機（第一種指定中継系伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれぞれの間に設置される伝送装置等を含む。）	
	[略]	[略]		
	[略]	[略]		
五の二 音声パケット変換機能		他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における音声信号とパケットの相互間の交換を行う機能	メディアゲートウェイ	

該当箇所			当社意見
機能の区分	内容	対象設備	
[六 略]			
六の二 ルーティング伝送機能	[削る]		
	[削る]		
	一般中継系ルータ交換伝送機能	一般第一種指定中継系ルータ設備等(エッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータ、エッジルータ又はメディアゲートウェイとエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備及びエッジルータ以外の一般第一種指定中継ルータと一般第一種指定收容ルータとの間に設置される第一種指定中継系伝送路設備をいう。以下同じ。)により通信の交換及び伝送を行う機能(特定の packets について優先的に通信の交換又は伝送を行う機能を含む。)	一般第一種指定中継系ルータ設備等
	一般收容ルータ優先 packets 識別機能	一般第一種指定收容ルータにおいて特定の packets を識別する機能	一般第一種指定收容ルータ
	[削る]		
	特別收容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定收容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備(交換設備を除く。)
	[削る]		
[六の三～八 略]			

該当箇所			当社意見
九 SIPサーバ機能	一般第一種指定收容ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	一般第一種指定收容ルータと連携するSIPサーバ	

○第一種指定電気通信設備接続料規則

該当箇所	当社意見
(利用者料金との比較による接続料の水準の調整) 第十四条の二 接続料の水準は、当該接続料に係る特定接続がある場合には、当該特定接続に関し事業者が取得すべき金額(以下この条において「特定接続料」という。)も考慮して、当該事業者が提供する電気通信役務(卸電気通信役務を除く。)に関する料金の水準との関係により、当該事業者の設置する第一種指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こさないものとする方法により設定するものとする。ただし、利用者料金の水準が不当な競争を引き起こすものである場合等、当該方法によっては接続料の水準を設定することが困難な場合(第三条ただし書の規定により総務大臣の許可を受ける場合を除く。)は、この省令の他の規定(第三条ただし書の規定を除く。)により接続料の水準を最も低いものとなるように設定すれば足りる。	【スタックテスト】 ・ 省令案において、価格圧搾のおそれがある場合の対処として、自己資本利益率を調整し、接続料の水準を抑制するような措置を採ることができるとされていますが、そうした措置では適正な設備コストの確保ができず、投資インセンティブも削がれることになるため、当社としては、そのような措置を選択することは考えておりません。 ・ なお、利用者料金と接続料との比較において、価格圧搾のおそれがあるという判断には、明確な根拠が示されることが必要であると考えます。

○電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件

該当箇所	当社意見
電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。)第二十三条の二第一項の規定に基づき、他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を次のように指定する。 次に掲げる電気通信設備であって、別表の上欄に掲げる単位指定区域において、同表の下欄に掲げる電気通信事業者が設置するもの [一 略] 二 施行規則第二十三条の二第四項第一号イの交換等設備(デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置を除く。) [削る] [削る] 三 施行規則第二十三条の二第四項第一号ロの交換等設備(ルータにあっては、前号に掲げる設備に該当するルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものに限る。) 四 施行規則第二十三条の二第四項第二号の伝送路設備(単位指定区域内における通信を行うものに限る。) 五 SIPサーバその他前各号に掲げる設備に付随する設備 六 施行規則第二十三条の二第四項第四号の設備 [削る] [削る] [削る]	【第一種指定電気通信設備の範囲】 ・ 県間通信用設備は、多くの事業者が自ら敷設しており、それを持たない事業者もビジネススペースで自由に調達を行っていること、現に当社も少なからず県間通信用設備を他事業者から調達していること等を踏まえると、県間通信用設備に不可欠性がないことは明らかであり、今般の省令・告示改正案において、県間通信用設備を第一種指定電気通信設備としないとされていることは適切であると考えます。 ・ また、今般の省令改正案において、デジタル加入者回線アクセス多重化装置及びデジタル加入者回線信号分離装置が第一種指定電気通信設備の対象から除外されることは適当であり、今後同様に、接続事業者が自前設備を用いてサービス提供し、現在、接続事業者による当社設備の利用実績がない設備については第一種指定電気通信設備の対象から除外していただく必要があると考えます。

○電気通信事業法施行規則第二十三条の四第三項の規定に基づく情報の開示に関する件

該当箇所	当社意見
第一条の二 施行規則第二十三条の四第二項第一号のニイ(1)に規定する情報は、特定接続の協議等に関する情報とする。 第三条 施行規則第二十三条の四第二項第一号イ(1)、第一号のニイ(1)及び第二号イ(1)に規定する情報の開示は、次のとおり行うものとする。 一 第一条第一号、第二号(ハ及びニを除く。)及び第七号(ハ、チ及びリを除く。)、第一条の二並びに前条第一号の情報の開示は無償でこれを行うものとする。 二 前号に規定する情報は電気通信回線を通じた閲覧を可能とするものとし、このうち第一条第一号イ及び第一条の二の情報の開示は、当該情報をまとめた一の集合物(電磁的記録を含む。)の提供により行うものとする。 [三 略] 三の二 第一条第二号リに規定する情報の開示は、撤去計画が電気信号用の伝送路設備から光信号用の伝送路設備への移行に伴うものである場合には、撤去を開始する四年前までに行うものとする。ただし、当該移行の円滑な実施(他事業者が必要な対応を円滑に行うための措置の実施を含む。)が確保される場合及び天災その他やむを得ない事由がある場合には、この限りでない。 [四・五 略]	(略)